

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： バングラデシュ国フードバリューチェーン
強化事業協力準備調査

案件番号： 190069

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年4月17日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年4月17日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国フードバリューチェーン強化事業協力準備調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年6月下旬 ～ 2020年3月下旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相

反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年5月10日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（窓口を宛先として CC : prtm1@jica.go.jp を追加してください。）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

注3) メールタイトルに、公示日・公示案件名を必ず記載してください。具体的には、「4月17日公示案件バングラデシュ国フードバリューチェーン強化事業協力準備調査にかかる質問」としてください。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年5月17日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - d) その他（以下に記載の経費）
現地でも再委託を想定する各種業務（本説明書第3章 P.26 関連）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 本邦セミナーにかかる直接経費（国内事業費）：公示後に追加指示します
 - b) 現地セミナーにかかる直接経費（一般業務費）：公示後に追加指示します
- 4) 以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。
 - a) 第一回ファクトファインディングミッション支援業務： 0. 10人月
 - b) 第二回ファクトファインディングミッション支援業務： 0. 10人月
 - c) アプレイザルミッション支援業務： 0. 10人月
 - d) 本邦セミナー開催にかかる業務： 0. 60人月
 - e) 現地セミナー開催にかかる業務： 0. 23人月
- 5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）

6) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定することとしているため、見積もり上の宿泊料については、は、別途指示します。

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポー

「ザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年5月30日（木） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 109会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年6月11日（火）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求めめる場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、評価結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書（案）

1. 本業務の背景

バングラデシュの農業セクターはGDPの約13%（Bangladesh Bank, 2017）、就業人口の約半分を占め（Agriyear book, Bureau of Statistics, 2017）、農村部の労働力吸収の受け皿となっており、農耕可能な土地は国土全体の63%であるが（Master Plan for Agricultural Development in the Southern Region of Bangladesh, FAO, 2011）、都市化の進展により年々減少傾向にあることを踏まえると、農業生産性の向上が急務である。また、中間所得層の増加に伴い多様な農産物や加工品への需要が増大しているため、生産性の向上と併せ、多様化・高付加価値化の能力強化を図ることが重要である。

バングラデシュの農業においては、冷蔵施設や倉庫等の保管施設、加工設備、農村道路等インフラの不足により、農産物のポストハーベストロス率は30-40%と高い。しかし、農業・食品加工企業の約6割は、未成熟な事業計画等の企業側要因、高い貸付金利や煩雑な融資申請手続、債権保全に係る知識経験不足等の金融機関側の要因により（農業金融に係る情報収集・確認調査, JICA, 2014）、企業の金融アクセスが限られており、その結果、設備投資が促進されず、農産物及び加工品の多様化・高付加価値化が進捗しない状況にある。また、経済成長に伴い、生産から加工において品質管理が施された安全な農産物や加工品に対する需要が高まりつつある。2015年には食品安全庁が設立され、食品安全に関する規制や基準の策定、食品監視員の育成等食品検査体制の強化が進められているが、バングラデシュ食品加工企業組合（Bangladesh Agro-Processors Association）の会員企業ヒアリングによると、502社中回答のあった267社のほぼ全社が食品安全に関する知識が十分ではなく、技術支援が必要と回答している（JICA調べ, 2018）。

かかる背景を踏まえ、フードバリューチェーン強化事業（以下「本事業」という。）協力準備調査は、ツー・ステップ・ローンを通じ、農業・食品加工企業に対する譲許的資金の供給及び経営管理や食品安全性向上に係る技術支援を行い、併せて、仲介金融機関に対する審査能力向上や信用力モニタリング、リレーションシップバンキング等中小企業向けの融資体制強化に係る技術支援を行うことを目的に円借款の案件形成を行うものである。これにより、付加価値の高い農産物や加工品に対する国内需要に応えたとともに、農業・食品加工企業と取引関係のある農家の収入向上等にも寄与することが見込まれる。

バングラデシュ政府の「第7次5ヶ年計画」（2016/17-2021/22年度）においても、農業の商業化の促進、食品安全を含む高付加価値化のための民間セクターとの連携、農産品加工の促進等に取り組むとしており、また、「国家産業政策2016」では産業振興を図るべき最優先分野として食品加工業を挙げており、本事業はこれらのバングラデシュ政府の政策とも合致する。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

フードバリューチェーン強化事業

(2) 事業の目的

本事業は、バングラデシュの農業・食品加工企業向けに、ツー・ステップ・ロ

ーンを通じた設備投資・運転に必要な資金の供給及び経営管理や食品安全性向上に係る技術支援、並びに、ツー・ステップ・ローン仲介金融機関に対する審査能力向上等に係る支援を行うことにより、農業・食品加工企業の金融アクセスの改善及び農産物の高付加価値化を推進し、もって同国の農産物バリューチェーン構築強化を図ることを目的としている。

(3) 事業の概要

- 1) ツー・ステップ・ローン（農業・加工企業に対する中長期資金の供給）
- 2) コンサルティング・サービス（ツー・ステップ・ローン資金管理、金融機関向け審査能力向上支援、企業向け経営管理、食品安全に係る技術支援、環境社会配慮等）

(4) 対象地域

バングラデシュ全土

(5) 関係省庁・機関

本事業の事業実施機関は財務省 Economic Relations Divisions（ERD）、同 Financial Institutions Division（FID）である。また、財務省の監督下で融資業務を行う金融機関は、バングラデシュインフラ融資基金（Bangladesh Infrastructure Finance Fund Limited：BIFFL）が最有力であるが、本協力準備調査において検討する。

2018年12月に開催された首相府主催のバングラデシュ国側協議の結果、ツー・ステップ・ローン及び技術支援含む本事業全体の実施監理は産業省が担うことが決定され、その他関係省庁は首相府、農業省、食品安全庁等である。

3. 調査の目的

本調査は、バングラデシュにおける農業および農業・農村開発の中長期資金に対する潜在需要を含めた農業金融の現状と課題を整理し、円借款（ツー・ステップ・ローン）対象の候補となる企業規模や対象加工品、及び事業効果を高めるための技術支援策の詳細を検討する。さらに、当該事業の必要性、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法、事業実施体制、モニタリング体制等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集と案件検討を行うことを目的とする。

4. 主な相手国調査対象機関

財務省ERD、同FID、BIFFL、市中金融機関、産業省、農業省農業普及局、食品安全庁、バングラデシュ食品加工企業組合、農業・食品加工企業等。

5. 調査の範囲

本調査において、受注者は「3. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ、調査スケジュールについて

本調査は2つの段階に分類される。

- 1) 農業の高付加価値化という観点から、バングラデシュにおける農業および農業・食品加工企業向け金融分野の現状と課題分析を行い、JICA事業の支援方針について提案を行い、発注者と合意する。その際、将来的にバングラデシュが農業の高付加価値化や多角化を通じた、競争力の強化や輸出量の増大を目指す可能性を想定しつつ、フードバリューチェーン強化に向けた支援の在り方を検討する。
- 2) 案件形成に必要な追加情報を収集し、円借款の審査に向けた事業計画の策定と審査後の要対応事項につき側面支援を行う。但し、検討過程において調査の工程が変更となる等により審査実施時期における協力が困難となった場合には、発注者との協議の下、審査後の要対応事項については実施しない可能性もある。

本調査業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時発注者と協議すること。

具体的には、円借款の案件審査を2019年度第3四半期頃に予定していることから、上記1)段階の成果である優先事業計画を見定めた上で、2)段階に入るという段取りを踏まず、1)における初期的な検討を済ませた段階で発注者と十分協議を行い、調査の早い段階で2)の通り円借款対象候補事業を絞り込むことが必要となる点について留意が必要である。

なお、円借款形成に向けて2019年7月、9月を目途に発注者によるファクトファインディングミッション派遣を予定しているため、本調査の収集事項や検討結果の中間報告はミッション開始までに行われることを想定している。またミッション派遣中も発注者との情報共有・連携を密にし、情報収集や案件検討の側面支援を行う。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは異なる結論となる可能性があるため、バングラデシュ側関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。また、実施機関や仲介金融機関の候補から情報収集を行うに際しては、円借款による支援が得られるという過度の期待が生じないように十分注意を行うこと。

(2) 融資対象機材や対象加工品について

ツー・ステップ・ローンの事業対象地域については、全国を対象として検討を行う。本事業の融資対象は、農業機械、種子生産販売業、化学／有機肥料製造販売業、流通業、食品関連企業等農業関係企業の資機材を想定している。加工される農産物は園芸作物とコメ・イモ等を想定している。

これらへの資金ニーズや本事業を通して見込まれる成果を分析の上、融資対象や対象加工品を提案する。

水産や畜産分野は他ドナーによる支援が行われており、林業含め現時点で本事業の協力の対象とする優先度は低いため本調査では対象に含めない。

(3) 農家の所得・生計向上を見据えたフードバリューチェーンの実態把握と案件検討

本事業を通じて農業・食品加工企業の設備投資が促進され、生産や加工を行う製品の種類や量が増えることにより農家との取引が増大し、農家の所得・生計向上が図られることが想定される。園芸作物やコメ・イモ等のバリューチェーン強化に向け有望と考えられる作物において、生産・運搬・加工・販売等のバリューチェーンの実態を確認する。

特に農業・食品加工企業が農家からどのような価格やルートで原材料を仕入れているか、不適切な価格や条件における買取の実態がないかを調査し、農産物の買ったたきがなく農家の所得・生計向上につながるような農家と企業間の取引の実現を目指したエンド・ユーザー企業向け技術支援を検討する。その際に、複数人の仲買人を介さず農家からの直接買付を行う食品加工企業の取組や、当該分野で先行して事業を行うUSAIDによるMarket System Development Approachの教訓等を参照する。

(4) 我が国が有する知見や最新技術の有効活用

協力内容の検討にあたっては、バングラデシュにおいてビジネスを展開中または展開予定の本邦民間企業情報を収集しつつ、我が国やJICA事業が有する知見、最新技術（食品加工施設、加工技術、加工製造機械、情報通信技術、生産加工における衛生管理や食品安全への取組み（5Sを含む。）、省エネ冷蔵施設、安全性に配慮した包装技術等）の有効活用方法（本邦企業との連携可能性や民間連携事業の活用を含む。）、農業協同組合における融資や技術支援の経験活用を検討する。

本調査では、日本の食品技術士の協力を得る予定であるため、食品加工や食品安全に関する知見や経験を踏まえた食品技術士の助言を得つつ情報収集や案件検討を行うこと。

また、資金ニーズの高い機材や本邦からバングラデシュに活用可能な機材については機材名、仕様等をリスト化する。なお、検討においては当該本邦技術やノウハウがバングラデシュにおいて適正技術となるように留意すること。

また、バングラデシュへの進出に関心を持つ食品加工製造機械やその他農業関連の本邦企業と、取引先となり得るバングラデシュ農業・食品関連企業との交流を図るため、現地企業の本邦招聘や本邦企業の参加を得た現地研修を開催する。具体的内容や手法については発注者との協議のうえで詳細を決定する。

(5) 金融機関向け技術支援の検討

本事業のディスパース促進に留まらず、農業・食品加工業の金融アクセス全般を改善するような農業・食品加工企業向け融資促進に資する技術支援策を検討する。具体的には、農産品の高付加価値化や金融へのアクセスにおけるボトルネックを明確化し、金融機関の審査能力を分析の上、融資先の状況に応じた適切な融資条件、債権管理方法、金融機関から融資先企業への財務・経営分野における支援内容を検討する。

(6) 短期投資・長期投資について

「農業金融に係る情報収集・確認調査」（JICA, 2014）によれば、現在の農業・加工企業向け融資は運転資金としての活用を想定した短期融資が大半であるが、

本事業を通じて提供されるツー・ステップ・ローンは、農業の中長期的な発展を支援する観点から、加工機材等の設備投資にかかる中長期資金を対象とすることも想定される。調査を通じて、農業や経済成長促進等の観点から有効な貸付条件を検討する。

(7) 関連事業や調査からの知見や教訓の最大限活用について

JICAは、円借款「小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資事業」（2014-2019）、「農業金融に係る情報収集・確認調査」（2014）、「農業セクター基礎情報収集確認調査」（2010）を実施している。

さらに、アジア開発銀行（ADB）が「アグリビジネス開発プロジェクト」（2005-2012）を実施し、同行が検討中の「バリューチェーンインフラ開発プロジェクト」では、質が高く安全な農産物の生産、加工、流通を目指し農家や関連企業等の能力強化を行う予定であり、同じく同行が検討中の「灌漑施設マネジメント改善事業フェーズ4」では、地方市場整備等、農村インフラ開発を通じたバリューチェーン強化を図る予定。

国際農業開発基金（IFAD）は「農業商業化・企業化促進プロジェクト」（2014-2021）等を実施し、米国国際開発庁（USAID）は食品安全庁設立に係る包括的支援（2014-2019）、農産物バリューチェーンの効率化に資する農産物集荷センターや道路等の農村インフラ事業を実施中。

本調査では、農業分野での円借款形成に向けた支援の方向性を検討することを目的とすることから、他ドナーや支援機関（NGO、マイクロファイナンス機関を含む。）の支援内容、実績、教訓について十分に関係者に確認し情報を整理し、知見・教訓を活用するとともに、他機関による協力と重複せぬよう留意する。

また、「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査」（JICA, 2018）を受けてバングラデシュ首相府は食品加工業促進にかかるタスクフォースを形成し、政策策定に向けた検討を行う動きがあり、食品加工業を取り巻くバングラデシュ情勢を踏まえて調査を実施する。

(8) 農業金融の過去又は実施中のツー・ステップ・ローン事業に関する教訓の反映

他国の事例として、農業関連ではミャンマー「農業・農村開発ツー・ステップ・ローン」（円借款）を実施中。その他、インド「中小零細企業省エネ支援事業フェーズ2」（円借款）、ベトナム「中小企業支援事業（II）」（円借款）が実施済みであり、これら他国の類似事業に関する報告書や過去の評価報告、分析のレビューを行い円借款事業の形成に反映することとする。

(9) 実施中の農業分野及びJICA関連案件との連携及び今後の協力方針と整合した案件検討

現在、「小規模農家生産性向上・多様化振興融資事業」（円借款）を通じ、農家向けの融資及び生産性・多様性向上に向けた技術支援を実施している。また、バングラデシュ政府の「第7次5ヶ年計画」（2016/17-2021/22年度）で謳われている農業の商業化の促進、食品安全を含む高付加価値化の実現のため、食品安全性の強化に向けた案件形成に向けた食品衛生及び食品安全にかかる情報収集・確認調査（2019年4月～同8月）を実施中である。

これら農家向け支援、食品安全分野における監督官庁向け支援を想定した調査

と連携を図り、農業分野全体としてフードバリューチェーン強化に資するプログラムとなるよう発注者と入念に協議の上、案件検討を行う。また、「外国投資促進事業」（円借款）を通じ、アライハザールにて経済特区設立準備中であり、現地又は日系企業と関係性のある現地企業が本特区のテナント企業として参画する可能性についても、企業よりニーズをヒアリングしつつ検討する。

(10) 運用効果指標

本事業は、農業・食品加工企業の金融アクセスの向上により、農産物や食品の高付加価値化が実現することを通じて、フードバリューチェーン全体の強化に資することを目的とする。このため、フードバリューチェーンがどの程度強化されたかを適切に評価できる運用効果指標の設定を行う。

指標検討の際には、仲買人やサプライヤーが多数存在するバングラデシュ特有の商習慣や、特に中規模以下の農業・食品加工企業にとり金融アクセスが困難な背景に留意し捕捉可能な現実的な指標とする。

また本事業を通じた農業・食品加工企業への協力を通じて、これら企業と取引のある農家の所得や生計向上が図られていることが確認可能な指標設定の可能性について検討を行う。

7. 調査の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

【基礎情報収集段階：インテリムレポート作成まで】

(1) 事前の関連資料・情報収集／インセプションレポート作成

既存の関連資料を参照し、本案件の内容、背景、バングラデシュ農業、農業金融関連情報等を把握するJICA南アジア部と打合せを行い、調査全体の方針、現地での調査項目・方法及び現地調査工程の確認、協議を行う。その上で、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、訪問先を予め整理し、質問票として取りまとめる。

これを踏まえ、インセプションレポートを作成し、主な調査対象機関（財務省、市中金融機関、産業省、農業省等）に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

(2) 基礎情報の収集

1) バングラデシュにおける農業セクターに係る情報の収集・分析

- a) は農家、仲買人、サプライヤー、食品加工企業、バイヤーから、b) 及び c) については、既存資料を基にしつつ、農業・食品加工企業、食品加工企業組合、コールドチェーン企業組合から情報を収集する。特に、食品が農家から消費者に到達するまでの間の資金流れ（どの段階でどの程度のマージンが発生しているのか等）を明らかにする。質問項目は最低限以下の内容を含むものとする¹。
- a) 農産物別（園芸作物、コメ・イモ等）生産から消費までのバリューチェーン

¹ 追加で必要な調査項目がある場合にはプロポーザルで提案すること。

の現状と課題

i) 生産

栽培されている主な作物、栽培面積、主要作物の収量と変動、各作物への投入（種子、肥料、農薬）とその費用、労働日数、農産物の販売方法、収穫から出荷までの日数、保管方法、運搬方法、販売先、販売価格、料金の設定方法、販売代金の受け取り方（前払の有無、現金か送金か）、農民組織に属しているか、農業分野の技術支援を受けているか（農業省の普及員に加え、他ドナーやNGO等からの支援も含む）等

ii) 製造・加工

調達する原材料、原材料の調達先、調達方法、買取価格、輸送コストの負担、仲買人・サプライヤー介在の有無、原材料支払い方法、安全性に関する取組等

iii) 流通（卸売・小売）

収穫から食品加工企業や卸売・小売企業までの流通経路、輸送方法、収穫から卸売・小売までの期間、輸送コストの負担状況、バイヤーの有無、買取価格・販売価格、冷蔵施設の利用有無、保存期間、冷蔵庫の利用コスト、作物毎のポストハーベストロス率とその要因等

b) 農業・食品加工企業の現状と課題

i) 設立年度、沿革

ii) 雇用人数

iii) 事業概要（農業機械、種子生産販売業、化学／有機肥料製造販売業、流通業、食品加工業等の業種の特定）

iv) 年間売上高、売上総利益、営業利益

v) 資金調達状況、資金制約・需給状況等

vi) 財務状況（債務状況（借入額、借入先、借入金利、返済期間）を含む。）

vii) 将来の経営・投資計画・購入を希望する機材の仕様一覧

viii) 原料となる作物の調達方法（契約農家、市場からの調達等）

ix) 保有する施設・機材・プラント一覧

x) 事業拡大に向けた課題（現在の食品安全に関する対策の状況含む。）

c) バングラデシュ政府の国家政策及び農業分野関連政策の現状と課題の整理

第7次五か年計画（2016-2020）、国家農業政策（NAP）、国家産業政策、国家食糧政策、食品安全に係る政策等の関連政策の内容及び当該分野に関する予算計画を確認し、当該セクターの開発の方向性や重点課題を分析する。特に、農家及び農業・食品加工企業の金融アクセス改善に向けた取り組みへの言及等があれば、その内容についても整理をする。また、政策分析の過程において、食品加工産業分野の政策策定を行う予定である「バ」国に対し、優先度の高い項目に関して助言を行う。

d) 農業分野における他ドナーの支援事業

農業、特に農業・食品加工企業向け金融、食品安全分野で支援を実施している他ドナー（USAID、ADB、IFAD、世界銀行、FAO等）やNGO、マイクロファイナンス機関等の完了及び実施中の事業に係る情報を整理し、支援内容、地域・分野、実績、グッドプラクティス・教訓、今後の事業計画等を確認する。

e) 農業・食品加工に関する政府機関の実施体制と役割分担の確認

首相府主催のバングラデシュ側協議の結果、本事業全体の取りまとめは産業

省が担うこととなり、その他財務省、首相府、農業省、食品安全庁等も関係する。事業の全体統括を行うSteering Committeeの役割、参加機関と参加者の役職レベルを明確化する。

また、関係省庁のうち特に産業省の農業・食品加工分野の戦略、計画、組織、人員、予算等について、既往資料の更新、整理を行う。

2) バングラデシュにおける農業・食品加工企業向け金融の情報の収集・分析

政府系金融機関、及び仲介金融機関候補となり得る民間商業銀行等を対象に以下の情報を確認し、各機関の実施能力を分析する。

- a) 組織概要（組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等）
- b) 財務構造（貸出債権の状況、貸付分類方法等）
- c) 金融機関の健全性、経営状況
- d) 資金調達状況
- e) 農業・食品加工企業及向け融資スキームの概要及び融資条件（貸付金利、上限金利、融資要件（農作物、設備投資、運転資金）、融資対象項目に関する官民切り分け、業種別資金需要規模、担保・保証徴収基準、回収状況、手続きフロー・所要期間、等）
- f) 審査に係る手続き・基準、組織の審査能力
- g) エンド・ユーザー（融資先の企業等）に対する貸出のモニタリング体制について確認し、課題を分析
- h) 金融機関としてのガバナンス構造（融資の意思決定プロセス、関係省庁等の関与を含む。）
- i) 金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
- j) 調査対象金融機関にて実施中の融資案件についての借入主体、融資条件、融資資金の利用用途、資金ニーズ、借入人の財務状況、返済状況等の概要（一覧表に整理）

3) 金融機関向け審査能力向上、農業・食品加工企業の経営能力向上にかかる技術支援の検討

- a) 上記1)及び2)を通じた、融資事業実施における、供給側、需要側双方の阻害要因の現状を把握する。
- b) a)の現状を踏まえ、農業・食品加工企業の金融アクセス改善に向けた金融機関及び農業・食品加工企業向け技術支援ニーズを検討する。具体的には、金融機関の能力強化支援（審査手続きの迅速化と質の向上、リスク管理、債権保全方法、債権管理方法、顧客情報管理、格付け情報の強化等）、融資候補先企業の経営能力、借入能力、マーケティング能力等の強化に向けた技術支援等が想定される。
- c) 金融機関向け支援、農業・食品加工企業向け支援の際に活用可能なバングラデシュ及び日本の人材リソース（コンサルタント等）を検討する。バングラデシュ人材については、食品加工分野の研修カリキュラム策定や実施をワンストップで実施するCenter of Excellence Agro Food Skills Foundation、菓子製造・食品加工・食品安全含む品質管理・包装分野について新人職員向け研修を行うSkills for Employment Investment Program -BAPA（ADB支援）、研修用講師を育成する予定の「Skill 21（EU支援）」、SME foundationや現地商工会議所等から情報を得る。

4) 食品安全向上にかかる技術支援の検討

食品加工企業向け食品安全に係る技術支援を行うことを想定し以下の情報収集と能力開発のニーズを検討する。なお、本調査では、日本の食品技術士の協力を得る予定であるため、食品加工や食品安全に関する知見や経験を踏まえた食品技術士の助言を得つつ案件検討を行うこと。

- a) バングラデシュの食品安全に関する法律、政策、規制に関する情報収集
- b) 食品安全庁が策定する食品安全分野の計画や戦略に関する情報収集
- c) 食品加工企業の加工プロセスにおける食品安全分野の取組状況と課題の抽出
- d) 上記を踏まえた技術支援で行うべき能力開発ニーズの検討
- e) 食品安全に係る支援の際に活用可能なバングラデシュ及び日本の人材リソース（コンサルタント等）の検討

(3) 第一回ファクトファインディングミッションへの協力

2019年7月下旬頃発注者が派遣予定の第一回ファクトファインディングミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う²。

【事業計画案策定段階：ファイナルレポート作成まで】

(4) 事業計画案の策定

インテリムレポートの結果をバングラデシュ政府関係者、実施機関、他ドナーに報告するワークショップを開き、今後の支援方向性につき意見交換しコメントを取り付ける。またその際には、上述の「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査」後のバングラデシュ国内動向や検討状況等、農業・食品加工分野の議論を踏まえる。

1) 第一回現地調査の結果を踏まえた農業・食品加工企業向けツー・ステップ・ローン事業の詳細検討

- a) エンド・ユーザーとなる農業・加工企業の規模（大企業または中小企業）、融資対象作物や機材を決定。ただし情報収集の結果、企業の規模、対象作物や機材を絞らない方がフードバリューチェーン改善への効果が大きいと判断される場合には、対象を広く設けることも可。
- b) 実施体制、実施能力、審査能力、健全性等を踏まえ実施金融機関の選定を行う。
- c) 仲介金融機関を介する場合には、仲介金融機関候補の基準（リスク管理、財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力、融資規模、健全性等）を設け、円借款を活用したツー・ステップ・ローン案件の仲介金融機関を選定する。
- d) 仲介金融機関の実施能力及び財務省・バングラデシュ銀行の状況を踏まえ

² 但し、今後の検討過程においてミッションへの協力が困難となる場合には、機構との協議の下、本対応事項については実施しない。その場合、業務内容の削減（特記仕様書の変更）となるため、契約金額を含めた契約変更を行う。なお、「第一回ファクトファインディングミッションへの協力」にかかる業務量としては、現地業務日数3日として見積書を作成してください。

- スキーム詳細（転貸条件、為替リスクの負担）を検討する。
- e) 上記を踏まえ、仲介金融機関からエンド・ユーザーである農業・加工企業への融資条件（適格要件、融資期間、融資金額条件、金利、担保、資金使途、債権保全策（連帯保証等）等）の検討を行う。
 - f) ツー・ステップ・ローンにおける融資フロー、低金利化に向けた方策及びバングラデシュとの交渉材料を提供する。金利水準の設定については、バングラデシュ「省エネルギー推進融資事業」を参照し市中金利よりも譲許的貸付条件となるよう検討する。ただし、想定される円借款による融資がバングラデシュの市場を過度に歪めることがないよう適切な金利水準を設定する。
 - g) 円借款を原資に支援を行う事業からの返済金の特別勘定（リボルビングファンド）の設立や管理等について、想定される円借款事業に適した融資スキームを検討する。

2) 金融機関向け審査能力向上、農業・食品加工企業向け経営能力向上にかかる技術支援の詳細検討

技術支援に関するニーズを踏まえ、ツー・ステップ・ローンの実施及び仲介金融機関、エンド・ユーザーである農業・食品加工企業向けの技術支援の詳細を決定する。

a) 技術支援実施体制

技術支援を行うにあたり、関係者の役割及び責任を明確化する。具体的には、金融機関向け研修、企業向け経営管理それぞれの研修項目毎の責任主体、研修実施者、想定研修受講者を特定する。

研修実施者については、日本人コンサルタント及び金融機関や農業・食品加工企業での業務経験を有する者、食品技術士、バングラデシュ国内で実施中の当該分野の研修に係る情報を分析し、バングラデシュ国内リソースの活用も検討する。

b) 技術支援の内容、スケジュール

技術支援ニーズ、現在の能力、技術支援が実施可能な人材リソースを踏まえ、有効性及び実効性の高い研修カリキュラムを作成する。その際に、日本の金融機関、農業・食品加工企業、食品技術士等の知見や経験を踏まえた検討を行う。

ツー・ステップ・ローン貸付時期を踏まえた適切な技術支援スケジュールを検討する。

c) モニタリングプロセス

技術支援で得られた成果は、金融機関や農業・食品加工企業向けに適用される制度、規定等策定の際に活用される可能性がある。従って本技術支援の課題や教訓も含めた成果が適切に集約されるよう、モニタリングの時期と内容を検討する。

3) 食品安全向上にかかる技術支援の詳細検討

a) 技術支援実施体制

技術支援を行うにあたり、関係者の役割及び責任を明確化する。具体的には、食品加工企業における衛生管理、生産工程管理に関し、それぞれの研修項目毎の責任主体、研修実施者、想定研修受講者を特定する。

研修実施者については、日本人コンサルタント及び農業・食品加工企業での業務経験を有する者、食品技術士、バングラデシュ国内で実施中の当該分野の

研修に係る情報を分析し、バングラデシュ国内リソースの活用も検討する。

b) 技術支援の内容、スケジュール

技術支援ニーズ、現在の能力、技術支援が実施可能なリソースを踏まえ、有効性及び実効性の高い研修カリキュラムを作成する。その際に、日本の農業・食品加工企業や食品技術士の知見や経験を踏まえた検討を行う。

ツー・ステップ・ローン貸付時期を踏まえた適切な技術支援スケジュールを検討する。

c) モニタリングプロセス

技術支援で得られた成果は、今後バングラデシュ食品加工業に適用される食品安全に係る制度、規定等策定の際に活用される可能性がある。従って本技術支援の課題や教訓も含めた成果が適切に集約されるよう、モニタリングの時期と内容を検討する。

4) コンサルティング・サービスの検討

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスについて、以下の内容とその規模（投入専門家及びその業務人月）を検討し、本邦及び諸外国のコンサルタントの実績等をレビューする。

なお、本事業全体の資金管理、金融機関向け審査能力向上支援、農業・食品加工企業向け経営能力向上及び食品安全向上に向けた支援は、すべて本事業のコンサルティング・サービスに内包化することを想定している。

- a) 資金管理
- b) 金融機関向け審査能力向上支援
- c) 企業向け経営指導
- d) 企業向け食品安全向上に向けた技術支援

5) 事業実施体制の検討

a) 本事業における各コンポーネント（ツー・ステップ・ローン、金融機関及び農業・食品加工企業向け技術支援）それぞれの実施機関（担当機関）を決定し、Project Implementation Unit、Steering Committeeの役割と機能、参加機関、参加者役職のレベル、会合の頻度を検討する。

b) 効率的かつ円滑な連絡、情報共有、相談体制を整えるため、a)の公式な会合や委員会とは別に、日常的な連絡窓口なる各機関の実務的担当者を決定し連携促進を図る。

6) 全体事業費及び融資対象額の内訳（外貨・内貨別）策定

ツー・ステップ・ローンに関して、想定される事業計画の進捗に応じて事業実施期間中における各暦年の資金需要計画（サブローンの資金使途、期間設定、一件あたりの融資上限）を作成する。

また、コンサルティング・サービスに関しては、4)のTORを基に、費用を積算する。具体的な資金需要計画策定の方法様式については発注者が指示する。

7) 実施スケジュールの策定

a) ツー・ステップ・ローン及び技術支援に関する事業実施スケジュールを作成する。

b) 重要な実施項目を一覧表にまとめて、実施機関、実施期限、実施の確認手段を含めたアクションプランを作成する。

c) コンサルティング・サービスについて、ショートリストの作成方法を明確化するとともに、ショートリスト、コンサルタント選定書類作成からプロポーザル評価、契約までのプロセス及び必要な期間を明確化する。

(5) 第二回ファクトファインディングミッションへの協力

2019年9月下旬頃発注者が派遣予定の第二回ファクトファインディングミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッションの日程に一部同行し、案件検討に向けた支援を行う³。

(6) 本邦企業及びバングラデシュ企業交流に係る本邦セミナーの開催

バングラデシュへの進出に関心を持つ食品加工製造機械やその他農業関連の本邦企業と、仕入先となり得るバングラデシュ農業・食品加工企業との交流を図るため、本邦においてセミナーを開催する。

本邦でのセミナーに際しては、バングラデシュの食品関連企業の関係者（約10名）を1週間以内の日程で本邦に招へいし⁴、本邦セミナーに参加させる他、本邦企業との交流を実施する。

具体的方法については、業務実施過程において、まず発注者に提案し、発注者との協議の下、詳細を決定する⁵。

(7) 関係者との意見交換

上記(6)までの暫定結果を政府バングラデシュ関係者、関連金融機関、他ドナーに報告するためのワークショップを開催し、意見交換の場を持ちコメントを取り付ける。その際に、上述の「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査」後のバングラデシュ国内動向や検討状況等、農業・食品加工分野の議論を踏まえる。

(8) 運用効果指標の設定

事業による受益者層を特定し、事業効果測定のための適切な運用効果指標の設定（本事業で融資先が借入を行うことによる事業効果の定性的・定量的な試算）、運用効果指標を含む事業のモニタリングに必要なデータの入手方法について提案を行う。その際に、本事業を通じた農業・食品加工企業への協力を通じて、これら企業と取引のある農家の所得や生計向上が図られていることが確認可能な指標設定の可能性について検討を行う。

(9) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、本事業について環境社会配慮面からの代替案比較、重要な環境影響項目（環境社会状況、環境社会配慮制度・組織、スコーピング、影響の予測・評価・代替案検討・緩和

³ 但し、今後の検討過程においてミッションへの協力が困難となる場合には、発注者との協議の下、本対応事項については実施しない。その場合、業務内容の削減（特記仕様書の変更）となるため、契約金額を含めた契約変更を行う。なお、「第二回ファクトファインディングミッションへの協力」にかかる業務量としては、現地業務日数3日として見積書を作成してください。

⁴ 「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づき、実施します。

⁵ 本邦セミナー開催にかかる業務量としては、国内業務日数12日として、見積書を作成してください。また、直接経費は、発注者が指示する定額で見積もってください。

策の検討、環境管理計画・モニタリング計画等）及びバングラデシュ国内環境カテゴリーの確認を行う。

また、実施機関の環境社会配慮能力について確認すると共に、環境社会配慮面のサブローン選定基準の作成及び環境評価フレームワーク（環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画）の作成を行う。

- 1) 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
- 2) 以下の環境社会配慮にかかる調査を行う
 - a) ベースとなる環境社会の状況（自然環境、住民の生活区域及び社会経済状況等）の確認
 - b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ✓ 環境社会配慮（環境影響評価、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ✓ 環境社会配慮ガイドラインとの整合性
 - ✓ 関係機関の役割
 - c) 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認
 - d) 実施機関の環境社会配慮能力に係る調査実施、強化策の提案及びモニタリング計画の提案

(10) アプレイザルミッションへの協力

2019年11月下旬頃発注者が派遣予定のアプレイザルミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッション派遣中も情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う⁶。

(11) 本邦企業及びバングラデシュ企業交流に係る現地セミナーの開催

バングラデシュへの進出に関心を持つ食品加工製造機械やその他農業関連の本邦企業と、仕入先となり得るバングラデシュ農業・食品加工企業との交流を図るため、バングラデシュにおいてセミナーを開催する⁷。

(12) ドラフトファイナルレポートの説明協議

上記（11）までの結果を踏まえて作成したドラフトファイナルレポートについて、バングラデシュ政府関係者、関連金融機関、他ドナーに対して報告するためワークショップを開催し、今後の支援方向性につき意見交換し、コメントを取り付ける。

⁶ 但し、今後の検討過程においてミッションへの協力が困難となる場合には、機構との協議の下、本対応事項については実施しない。その場合、業務内容の削減（特記仕様書の変更）となるため、契約金額を含めた契約変更を行う。なお、「アプレイザルミッションへの協力」にかかる業務量としては、現地業務日数3日として見積書を作成してください。

⁷ 調査過程で確認する日バ両国の企業等のニーズを踏まえ、本邦研修を複数回実施し現地研修は行わないこととする可能性があります（この場合、契約変更を協議します）。具体的方法については、調査実施過程で機構に提案し、機構との協議の下、詳細を決定することとします。なお、「現地セミナー」にかかる業務量としては、現地業務日数7日として見積書を作成してください。また、直接経費も機構が指示する定額で見積もってください。

また、調査の結果提案された本事業の支援案について、発注者がバングラデシュ首相府に対して説明する際には、必要な支援を行う。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、提出期限は2020年2月20日とする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。

各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2019年6月下旬）

部数：英文8部、和文3部

2) インテリムレポート

提出時期：2019年8月中旬

部数：英文4部、和文3部

3) ドラフトファイナルレポート

提出時期：2019年12月下旬

部数：英文4部、和文要約版3部

4) ファイナルレポート

提出期限：2020年2月20日

部数：英文（製本版8部、簡易製本版8部、CD-R10枚）

和文要約版（製本版5部、簡易製本版5部、CD-R5枚）

(2) その他の提出物

先方政府機関との面談については議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

また、各報告書にかかる意見交換会やセミナーについては、議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、速やかに発注者に提出すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務:

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／農産業金融
- フードバリューチェーン評価・分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農産業金融）】

- a) 類似業務経験の分野：ツー・ステップ・ローン案件形成に向けた準備調査や情報収集・確認調査の経験
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 フードバリューチェーン評価・分析】

- a) 類似業務経験の分野：農産物の生産から販売に至るフードバリューチェーンの評価・分析の経験

- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は2019年6月下旬より開始し、2020年2月下旬の完了を目途とします。報告書の提出時期は、インテリムレポートが2019年8月、ドラフトファイナルレポートが2019年12月を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／農産業金融(2号)
- ② フードバリューチェーン評価・分析(3号)
- ③ 金融・経営管理能力強化
- ④ 食品安全
- ⑤ 事業計画／研修計画
- ⑥ 環境社会配慮

(3) 現地再委託

現地での再委託は想定していませんが、地方部での情報収集等についてローカルコンサルタント等を活用することを認めます。必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、再委託経費又は特殊傭人費(一般業務費)として計上してください。

(4) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、機構バングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる機構バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、機構バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

(5) 安全管理(実質的な行動規範が策定されている国・地域のみに限る。)

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前(遅くとも出発の14営業日前)に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

機構が行う安全対策研修・訓練の受講：

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」(対面座学)又は

「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。

機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者(日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。)が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

外務省「たびレジ」への登録：

全業務従事者が各自登録を行うこと。

機構事務所への連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。

また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

バングラデシュ到着後、速やかに機構事務所によるブリーフィングを受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保(可能な限り複数)し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン等)に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については、機構バングラデシュ事務所の指示に従い、主たる調査対象機関のオフィス内等の執務室以外への訪問については予め日程表を同事務所に提出して承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、機構バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテル(現在ダッカ市内に 12 か所を指定している)に限定する。このうち、宿泊料が機構の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から機構バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が機構基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。(提出見積書上の宿泊料単価は別途指示します)。
- 5) 執務室についても機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。
- 6) ダッカ市外への訪問は、機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の

帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、機構バングラデシュ事務所に相談すること。

- 7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地滞在期間は必要最小限とする。また、バングラデシュの発着便は、金曜日午後及び宗教上の記念日に空港・市内間の移動を要する時間帯を極力避けることとする。
- 9) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 10) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 関連資料等

(1) 公開資料

- バングラデシュ政府「Seventh Five Year Plan 2016-2020」
<http://www.plancomm.gov.bd/7th-five-year-plan-2/>
- バングラデシュ政府「Outline Perspective Plan 2011-2021」
http://bangladesh.gov.bd/sites/default/files/files/bangladesh.gov.bd/page/6dca6a2a_9857_4656_bce6_139584b7f160/Perspective-Plan-of-Bangladesh.pdf
- バングラデシュ国農業セクター基礎情報収集・確認調査（2010年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_101_12000303.html
- バングラデシュ国農業金融に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2013年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/815/815/815_101_12176079.html
- ADB「Agribusiness Development Project」完了報告書
<https://www.adb.org/sites/default/files/project-document/82385/33224-013-pcr.pdf>

(2) 配布資料／閲覧資料

なし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農産業金融</u>	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇計画</u>	()	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：フードバリューチェーン評価・分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>△△△△△</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 業務名称 | フードバリューチェーン強化事業協力準備調査 |
| 2 対象国名 | バングラデシュ国 |
| 3 履行期間 | 2019年6月〇〇日から
20〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部南アジア第4課の課長
- (2) 分任監督職員 : ~~バングラデシュ事務所次長~~ バングラデシュ事務所次長

（契約の分割）

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期 : 〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期 : 〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期 : 〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

（契約約款の変更）

第4条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算

第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品： 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-